

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年3月26日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立田口高等学校の連携型中学校である設楽町立津具中学校が廃校となるからである。

## 愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の内容

令和6年度より、愛知県立田口高等学校の連携型中学校である設楽町立津具中学校が廃校となるため、別表から当該校を削除する。

### 2 施行期日

令和6年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第九号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十三年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

愛知県立田口高等学校の項から、連携型中学校の名称として記載のある設楽町立津島中学校を削除する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

別表（第二条関係）

愛知県立福江高等学校の項 略	愛知県立田口高等学校
愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の項 略	
愛知県立田口高等学校	設楽町立設楽中学校 東栄町立東栄中学校 豊根村立豊根中学校
連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称

旧

別表（第二条関係）

愛知県立田口高等学校	設楽町立設楽中学校 設楽町立津具中学校 東栄町立東栄中学校 豊根村立豊根中学校
同上	
同上	
連携型高等学校の名称	連携型中学校の名称